

# 志木市危機管理実施手順

平成21年1月20日

埼玉県志木市

## 志木市危機管理実施手順・目次

第1	はじめに	1
第2	主な危機の分類	1
第3	危機管理体制	2
1	職員の役割	2
2	緊急連絡網の整備	2
3	志木市危機対策調整班設置規程	3
4	志木市危機対策会議設置規程	4
5	志木市危機対策本部設置規程	6
6	志木市危機対策本部運営規程	8
7	志木市危機管理連絡員設置規程	10
第4	事前対策	
1	個別危機管理マニュアルの作成及び点検・検証	11
2	関係機関との協力体制の整備	12
3	市民への情報提供と危機管理意識の向上	12
4	避難対策の推進	12
第5	応急対策	
1	初期対応	12
2	危機情報連絡のポイント	13
3	所管部局の緊急対応	13
4	情報の内容	13
	危機対策チェック表	14
	危機情報連絡表	15
	危機発生時連絡系統	16
5	現地での情報収集	17
6	情報の一元管理	17
7	二次被害の防止対策	18
8	避難対策	18
9	医療・救護	18
第6	事後対策	
1	安全性の確認及び被災者等への支援	19
2	再発防止策	19
3	危機対処の評価と危機管理マニュアルの見直し	19

## 第1 はじめに

この計画は、志木市危機管理指針及び志木市危機管理計画に基づき、危機の発生、又は発生するおそれがある場合に際し、市として万全な体制で対処することにより、市民の生命、身体及び財産等を保護するため、危機管理体制、危機対策における事前対策、応急対策及び事後対策等について、迅速かつ的確に対応するための手順を定めることを目的とする。

## 第2 主な危機の分類

危機は、被害の形態、発生原因や担当部署など様々な視点で分類することができるが、ここでは、主な危機について被害の対象と原因により分類する。

主な危機の分類(参考)			
大分類	中分類	小分類	危機の例示
市民生活	自然災害・事故	地震	地震による被害
		風水害	台風、集中豪雨、土砂崩れ、風雪等による被害
		異常気象	冷害、異常乾燥、渇水等による被害
		火災	ビル、工場等大規模火災
		事故	ガス爆発、工場爆発、交通機関の事故等
	健康	感染症	新型インフルエンザ等による被害
		食中毒	食中毒による被害
		食品	有害物質の混入等による被害
		医療	医療過誤、薬物への有害物質混入等による被害
	生活環境	環境汚染	大気、水質汚濁、騒音等による被害
		有害物質	放射性物質、化学物質等による被害
		衛生環境	不衛生な生活環境による被害
	社会活動	人権問題	差別事象
		子どもの安全	不審者による被害、児童虐待
		青少年非行	青少年非行の増加
		交通事故	交通事故による被害
		犯罪	犯罪の増加
		動物	動物虐待、動物による被害

	経済活動	倒産	企業倒産による社会的影響、経済活動への影響
		失業	失業者の増加による社会不安
		家畜伝染病	家畜伝染病による畜産業者、消費者への影響
		病害虫	病害虫の発生による農家への影響
		農畜産物	農薬等による農畜産物への影響
	その他	テロ・有事	テロ発生による被害
		その他	その他
組織運営	職員	不祥事	職員の不祥事による信用失墜
		健康管理	職員の心身両面の健康不安による業務への影響
		事故	交通事故による信用失墜、公務災害による影響
	施設・設備	庁舎管理	セキュリティ不備による盗難、破壊活動等
		施設整備	施設の保守管理、修繕の不備等によるケガ、施設破損
	財務	財務システム	システム障害による損失、システム不備による不正行為
		資金管理	公金の遺失
		資産運用	無理な投資による損害
	情報	個人情報	個人情報の漏洩による被害
		情報システム	システムダウンによる影響、ウイルスによる影響
	業務執行	対住民関係	住民とのトラブルによる業務の停滞や信用失墜
		ミス	業務上のミスによる損失、信用失墜
		環境負荷	公共事業執行に伴う環境負荷の増大
		広報・報道	住民、マスコミへの情報提供不備による不信感
	外郭団体	業務運営	外郭団体の不祥事等に対する監督責任
	その他	その他	

### 第3 危機管理体制

#### 1 職員の役割

危機管理統括責任者	部局長級
危機管理担当責任者	課長級
危機管理連絡員	主幹級職員

#### 2 緊急連絡網の整備

部内管理職及び各課別に整備する。

### 3 志木市危機対策調整班設置規程

(設置)

第1条 危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、当該危機に対応するために必要な措置に関する総合調整を行うため、志木市危機対策調整班（以下「調整班」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程において「危機」とは、次に掲げるもの（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する武力攻撃災害を除く。）をいう。

(1) 市民の生命、身体若しくは財産に被害を及ぼす事故等又は市民の生活に被害を及ぼす事案

(2) 市の産業又は経済に被害を及ぼす事案等

(組織)

第3条 調整班は、班長、副班長及び班員をもって組織する。

2 班長は、市長をもって充て、副班長は、副市長をもって充てる。

3 班員は、教育長、企画部長、企画部危機管理室長及び市長が指名する職員をもって充てる。

(廃止)

第4条 班長は、危機による被害拡大のおそれが解消したと認められたとき又は志木市危機対策本部設置規程（平成19年志木市訓令第1号）に規定する志木市危機対策本部若しくは志木市危機対策会議設置規程（平成19年志木市告示第37号）に規定する志木市危機対策会議が設置されたときに、調整班を廃止する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、調整班の運営に関し必要な事項は、班長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 4 志木市危機対策会議設置規程

(設置)

第1条 危機が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、当該危機に関する迅速な情報の収集を図るとともに、当該危機への対応策を検討するため、志木市危機対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程において「危機」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害
- (2) 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等又は市民の生活に重大な被害を及ぼす事案
- (3) 市の産業又は経済に重大な被害を及ぼす事案等

(組織)

第3条 対策会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

2 議長は、市長をもって充て、副議長は、副市長をもって充てる。

3 委員は、教育長及び部長の職にある者並びに関係職員のうちから市長が指名する者をもって充てる。

(会議)

第4条 対策会議は、議長が招集し、主宰する。

2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

3 議長は、必要があると認めるときは、対策会議に委員以外の者を出席させることができる。

4 対策会議は、公開しない。

(開設期間等)

第5条 市長は、当該危機と最も密接な関連を有する事務を所掌する部局長（以下「部局長」という。）又は市民生活部長からの報告に基づき、緊急に危機への対応の必要があると認めるときに対策会議を開設する。ただし、志木市災害対策本部条例（昭和41年志木市条例第32号）に規定する志木市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）又は志木市危機対策本部設置規程（平成19年志木市訓令第1号）に規定する志木市危機対策本部（以下「危機対策本部」という。）が開設されるときはこの限りでない。

2 対策会議を開設した場合は、当該対策会議に適当な名称を付するものとする。

3 部局長は、対策会議における議長の指示等により、所管業務（志木市防災会議条例（昭和41年志木市条例第31号）に規定する志木市地域防災計画及び危機対策本部において所掌する事務を含む。）に係る危機への対策を講じ

るものとする。

- 4 議長は、危機による被害拡大のおそれが解消したと認められたとき又は災害対策本部若しくは危機対策本部が開設されたときに、対策会議を閉鎖する。

(庶務)

第6条 対策会議の庶務は、企画部危機管理室又は市民生活部生活安全課において処理する。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、対策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

## 5 志木市危機対策本部設置規程

(設置)

第1条 市民の生命、身体若しくは財産に重大な被害を及ぼす事故等（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害を除く。）、市民の生活に重大な被害を及ぼす事案又は市の産業若しくは経済に重大な被害を及ぼす事案等（以下「危機」という。）が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、総合的な対策を実施するため、志木市危機対策本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 危機に対処するための総合的な基本方針に関すること。
- (2) 被害者の救助、医療救護、防疫、公共施設の復旧等の応急対策に関すること。
- (3) その他危機の発生の防御又は被害の拡大の防止に関すること。

(本部長、副本部長及び本部員)

第3条 本部に、危機対策本部長（以下「本部長」という。）、危機対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び危機対策本部員（以下「本部員」という。）を置く。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 本部長は、本部の事務を統括し、本部を代表する。
- 4 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 本部員は、教育長及び部長の職にある者並びに関係職員のうちから市長が指名する者をもって充てる。
- 7 本部員は、本部長の命を受け、本部の事務に従事する。

(班)

第4条 本部長は、第2条第2号又は第3号に掲げる事務を処理するために必要があると認めるときは、本部に別表の左欄に掲げる班を置き、それぞれ同表の右欄に掲げる事務を所掌させることができる。

- 2 班に、班長及び副班長を置く。
- 3 班長は、班の事務を掌理する。
- 4 副班長は、班長を補佐し、班長に事故があるときは、その職務を代理する。

(現地危機対策本部)

第5条 本部長は、現地において第2条第2号又は第3号に掲げる事務を処理するために必要があると認めるときは、現地危機対策本部（以下「現地本部」



という。)を設置することができる。

- 2 現地本部に、現地危機対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地危機対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）及び現地危機対策本部員（以下「現地本部員」という。）を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長の指名する者をもって充てる。
- 3 現地本部長は、現地本部の事務を掌理する。
- 4 現地副本部長は、現地本部長を補佐し、現地本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 現地本部員は、現地本部長の命を受け、現地本部の事務に従事する。

（活動期間）

第6条 本部長は、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該危機に係る対策を推進するため特別の必要があると認めるときに本部を開設し、当該危機が解消したと認めるときに閉鎖するものとする。

（庶務）

第7条 本部の庶務は、当該危機と最も密接な関連を有する事務を所掌する課（所）及び危機管理室において共同して処理する。

（その他）

第8条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

#### 別表（第4条関係）

統括班	1	本部の運営全般
	2	危機情報の収集及び伝達
	3	県、自衛隊、消防等との連絡調整
	4	報道提供資料の作成
	5	報道機関への対応
	6	市民等への広報
渉外・救護班	1	国及び県への要望
	2	ライフライン関係機関等との連絡調整
	3	救護及び消毒
応急対策班		応急対策の検討及び実施

## 6 志木市危機対策本部運営規程

(趣旨)

第1条 この訓令は、志木市危機対策本部設置規程（平成19年志木市訓令第1号）第8条の規定に基づき、志木市危機対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(本部の名称)

第2条 本部を開設した場合は、当該本部に適当な名称を付するものとする。

(本部会議)

第3条 本部に、危機対策の総合的な方針等を決定するため、本部会議を置く。

2 本部会議は、危機対策本部長（以下「本部長」という。）、危機対策副本部長（以下「副本部長」という。）及び危機対策本部員（以下「本部員」という。）をもって構成する。

3 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

4 本部長は、危機の態様に応じて、特定の本部員による本部会議を開催することができる。

5 本部長は、必要があると認めるときは、本部会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(現地危機対策本部の所掌事務)

第4条 現地危機対策本部（以下「現地本部」という。）は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 現地における応急対策の実施に関すること。

(2) 現地における関係機関との連絡調整に関すること。

(3) 応急対策の実施状況等の本部への報告に関すること。

(4) その他現地本部の役割を果たすために必要な事務に関すること。

(現地本部の会議)

第5条 現地本部に、現地における危機対策の総合的な方針等を決定するため、現地本部会議を置く。

2 現地本部会議は、現地危機対策本部長（以下「現地本部長」という。）、現地危機対策副本部長（以下「現地副本部長」という。）及び現地危機対策本部員（以下「現地本部員」という。）をもって構成する。

3 現地本部会議は、現地本部長が必要に応じて招集し、これを主宰する。

4 現地本部長は、必要があると認めるときは、現地本部会議に構成員以外の者を出席させることができる。

(現地本部の閉鎖)

第6条 本部長は、現地における危機が解消したと認めるときは、現地本部を閉鎖するものとする。

(その他)

第7条 この訓令に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

## 7 志木市危機管理連絡員設置規程

(設置)

第1条 危機を予測し、又は防止するとともに、企画部危機管理室との連絡調整に当たるため、各所属に志木市危機管理連絡員（以下「連絡員」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この規程において「危機」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 市民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事件又は事故
- (2) 市民の生活に重大な被害を及ぼす事案
- (3) 市の産業又は経済に重大な被害を及ぼす事案
- (4) 市の行政サービスに重大な支障を及ぼす事案
- (5) 市の行政に対する市民の信頼を著しく失墜させる事案

(職務)

第3条 連絡員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 危機管理対策の整備に関すること。
- (2) 危機発生時の対応に関すること。
- (3) その他危機管理に関すること。

(連絡員の指名)

第4条 連絡員は、主幹相当職以下の職員のうちから所属長が指名する。

(任期)

第5条 連絡員の任期は、2年とする。ただし、補欠の連絡員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 連絡員は、再任されることができる。

(危機管理連絡員会議)

第6条 企画部危機管理室は、危機管理対策の整備又は危機に関する情報の共有化を図るため、必要に応じ、危機管理連絡員会議を開くことができる。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、連絡員に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公布の日から施行する。
- 2 この告示の施行後最初に指名される連絡員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

## 第4 事前対策

### 1 個別危機管理マニュアルの作成及び点検・検証

#### (1) 個別危機管理マニュアルの作成

所管部局は、危機に関する事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため、「志木市危機管理指針」及び「志木市危機管理計画」に基づき、関係部局や関係機関等と十分に協議、調整を行い、危機事案ごとに個別危機管理マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成する。マニュアルの作成に際しては、危機事案に応じて、休日や夜間も含め、迅速かつ的確な初動対応が可能となるよう、非常時の参集要員をあらかじめ指定するとともに、参集のための緊急連絡網を定めておくものとする。

なお、作成したマニュアルは、日頃から職員間で共有するとともに、作成したマニュアルに基づいた訓練等を通じて、マニュアルの点検や検証を加える。

#### (2) 危機管理室への報告

所管部局はマニュアルを作成し、又は見直しを行ったときは、危機管理室に副本を添えて報告する。

#### 個別危機管理マニュアル記載項目（例示）

項目	内容
1 総則	1 マニュアル制定の目的 2 対応の基本方針 3 対象とする危機 4 部局の危機管理体制 5 県との連携 6 民間団体及び市民との協力 など
2 事前対策	1 情報収集伝達体制 2 職員の動員計画 3 訓練、研修の実施計画 4 市民等への普及啓発 5 資機材、物資の備蓄 など
3 応急対策	1 初動体制 2 関係所管・関係団体等への緊急通報 3 連絡網 4 協力の要請先 5 加害者・被害者への対応

	6 職員の具体的な対応 7 市民への周知 8 二次被害の防止策 9 救助・避難誘導 など
4 事後対策	1 復旧対策の内容 2 原因の究明・調査 3 再発防止策 4 市民の救済・相談 5 市長、関係所管・関係団体等への報告など

## 2 関係機関との協力体制の整備

所管部局及び危機管理室は、国、県及び関係機関との連携を強化し、連絡窓口等を事前に確認するとともに、ボランティア団体等との連携を積極的に推進する。

## 3 市民への情報提供と危機管理意識の向上

所管部局及び危機管理室は、危機発生予防や被害を最小限に抑えるため、関係部局、関係機関等と連携を図り、市民が必要とする情報を遅滞なく提供し、広報等を通じた市民の危機管理意識の向上を図る。

## 4 避難対策の推進

関係部局及び危機管理室は、災害時要援護者等が、迅速かつ安全に避難できるよう配慮する。

# 第5 応急対策

## 1 初期対応

志木市内外で発生した事故等により、市民等に重大な影響を及ぼすおそれがある危機が発生し、又は発生するおそれがある場合には、以下の初期対応を行う。

- ① 所管する事務、事業、施設等の如何を問わず、職員は、危機の発生に関する情報を入手したときは、危機情報連絡表にて所属長等に報告する（ただし、暇のない時はこの限りではない）。報告を受けた所属長等は、直ちに危機管理統括責任者（部局長級）に連絡し、危機管理統括責任者は市長及び危機管理室長などへ連絡するなど、迅速な伝達並びに適切な措置を講ずるものとする。

- ② 所管部局が明らかでない場合は、危機管理室長へ報告・連絡する。
- ③ 市長は、初動体制を確立するために、危機対策調整班を設置する。
- ④ 危機が夜間・休日に発生した場合は、所管部局で定める「緊急連絡網」に従い、迅速に報告・連絡する。
- ⑤ 警察・消防等の関係機関に通報が必要な場合は、躊躇することなく速やかに通報を行う。

## 2 危機情報連絡のポイント

- ① 覚知した内容は、第1報として速やかに伝達する。
- ② 危機対策チェック表を活用する。
- ③ 危機情報連絡表を使用する。
- ④ 覚知した内容が、緊急・異常事態に該当するかどうか判断に迷った場合は、まず、緊急・異常事態とみなし対応する。

## 3 所管部局の緊急対応

個別危機管理マニュアルに従い、緊急対応を行う。

- ① 緊急態勢の構築
- ② 情報の収集、連絡、管理

## 4 情報の内容

危機発生時の第一報については、できる限り速やかに行うこととし、その後、危機の詳細が明らかとなった時点での情報は、おおむね次の表に掲げる事項を中心に伝達するものとする。

1	危機事案の概要（時間、場所、内容等）
2	危機の発生の原因
3	被害発生状況及び被害の拡大に関する予測
4	市、関係機関が実施した応急措置
5	その他特に留意すべき事項

# 危機対策チェック表



1□ 重大、2□ 普通  
3□ 軽微 の認識で  
チェック

- 1 担当者 危機の発生を確認  
↓報告
- 2 危機管理連絡員（主幹級）  
↓報告
- 3 危機管理担当責任者（課長級）  
↓チェック表作成
  - (1) 危機管理指針の基本理念とする市民の安心・安全の確保を脅かす案件であるか。 1□ 2□ 3□
  - (2) 危機管理計画のどの危機の種類（複数可）
    - ① 市民の生命、身体又は財産に重大な被害を及ぼす事故等 1□ 2□ 3□
    - ② 市民の生活に重大な被害を及ぼす事案 1□ 2□ 3□
    - ③ 市の産業又は経済に重大な被害を及ぼす事案 1□ 2□ 3□
    - ④ 市の行政サービスに重大な支障を及ぼす事案 1□ 2□ 3□
    - ⑤ 市の行政に対する市民の信頼を著しく失墜させる事案 1□ 2□ 3□
  - (3) 危機管理実施手順のどの危機の分類か  
大分類：  
中分類：  
小分類：  
危機の名称： 1□ 2□ 3□
  - (4) 課長意見 1□ 2□ 3□  
-----  
-----  
-----  
-----  
↓報告（危機管理室長へも報告）
  - (5) 部長意見（危機対策組織の設置意見含む） 1□ 2□ 3□  
-----  
-----  
-----
    - ①危機対策調整班      ②危機対策会議      ③危機対策本部
  - (6) 市長及び副市長へ報告



## 危機情報連絡表

### 【第 報】

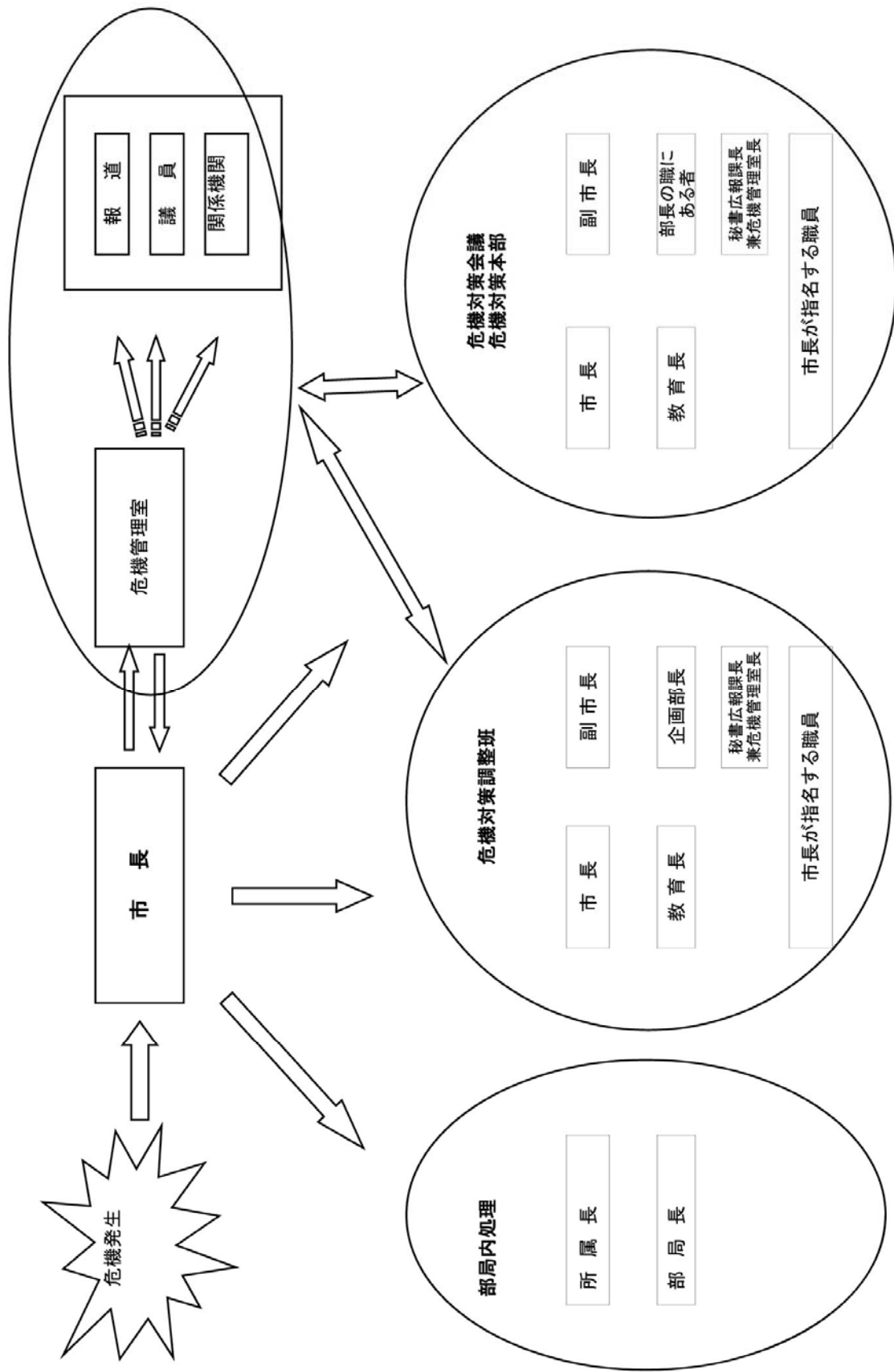
報告者	氏名		所属		電話	
報告日時	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)					

危機事象の概要 (何が起きたか)	
発生又は覚知日時	平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)
発生場所 (住所・施設名称)	
被害の状況	
緊急対応状況 (どう対応しているか)	

	受信者	氏名	所属	電話
受 信 者 の 対 応	関係者への 連絡	処理日時 : 平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)		
	その他の対 応	処理日時 : 平成 年 月 日 時 分 (24時間表示)		

注) 第1報は、把握した範囲で直ちに報告。特に、緊急を要する場合は、電話での報告、手書きメモでの報告も可。

危機発生時連絡系統



## 5 現地での情報収集

所管部局等は、職員を現地に派遣するなど、情報収集や現地対応に努める。

## 6 情報の一元管理

危機発生時には、情報が混乱し、錯綜するおそれがあることから、所管部局においては、危機管理連絡員を中心として情報の一元化を図る。

また、危機の進行状況や応急対策についても一元的管理により、情報の整理等に努めるとともに、その情報を共有する。

### ① 市民への情報提供

危機対策本部又は所管部局等は、市民等の心理的動揺や不安感により生ずる混乱を防止するとともに、市民等自らが状況に応じた適切な行動をとることにより、危機による影響をできる限り軽減するため、迅速かつ的確な広報活動を行うものとする。

また、危機の状況及び応急対策の実施状況を踏まえながら、定期的な広報活動（記者会見、レクチャー、資料提供等）を行うものとする。

### ② 広報の内容

広報の内容は、提供すべき情報が時間の経過とともに変化することに留意しながら、おおむね次の事項について行うものとする。

- ア 危機の発生場所及び発生時刻
- イ 危機対策会議又は危機対策本部等の設置状況
- ウ 被害状況と応急対策の実施状況
- エ 危機の今後の予測及び二次被害の危険性
- オ 避難の必要性の有無、避難所の設置状況
- カ 市民等がとるべき措置、注意事項
- キ 交通規制及び各種輸送機関の運行状況
- ク ライフラインの状況
- ケ 医療救護活動の実施状況
- コ 相談窓口の設置状況
- サ その他必要な広報

### ③ 広報の方法

危機対策本部等又は所管部局は、記者クラブ等を通じた記者会見、レクチャーや資料提供等による広報を行うとともに、ホームページ、広報紙等を通じた広報を実施する。

#### ④ 市民等からの問い合わせへの対応

危機対策本部等又は所管部局は、必要に応じ、市民等からの問い合わせに対応するため、関係部局や関係機関等と連携して専用電話、ファクシミリ、電子メールを備えた窓口の設置及び人員配置等の体制を整備するものとする。

### 7 二次被害の防止対策

危機による被害の拡大と二次被害を防止するため、発生箇所等の安全性を点検し、危険性が継続している場合は、柵などを設けるなどして、立入ができないように応急措置を実施する。

### 8 避難対策

#### (1) 市民に対する避難誘導

危機が発生し、又は発生するおそれがある場合により、避難の必要があると判断した場合には、危険区域の住民等に避難を勧め、誘導する。

#### (2) 避難所の開設

避難所を確保する必要がある場合には、あらかじめ指定した施設を避難所とし、避難所が不足する場合や確保できない場合は、他の市有施設を避難所として活用する。

### 9 医療・救護

#### (1) 医療活動

発生した危機において医療や救護を必要とする場合、市は、救護班を編成し、医師会や病院などに支援を要請し、迅速かつ的確に医療救護活動を実施する。また、大規模な危機において国、県、自衛隊等の関係機関に対する救援の要請についての窓口の確認などの体制整備を進める。

#### (2) 救急・救助活動

埼玉県南西部消防本部において負傷者の救急・救助活動が円滑に実施できるよう、連携を深めるとともに、日頃から訓練や講習会等を通じ、地域住民や自主防災組織が円滑に機能するよう支援する。

## 第6 事後対策

### 1 安全性の確認及び被災者等への支援

#### (1) 復旧対策の推進

所管部局及び危機対策本部等は、危機に対する応急対策が完了し、又は危機が収束に向かっている段階において、関係機関と連携して危機発生場所周辺地域の安全性の確認を実施する。その結果、安全性が確認された場合は、立入制限等の各種の措置を解除するとともに、市民や報道機関等に対し必要な情報提供を実施する。

#### (2) 事後復旧体制の確立

所管部局を中心として、事後復旧体制を確立し、円滑な復旧対策を実施する。

#### (3) 市民の健康対策及び環境対策の実施

##### ① 健康対策

危機の発生により市民の健康被害等が生ずることも考えられることから、必要に応じて健康相談窓口の設置などにより、市民の健康調査や巡回指導を実施する。

##### ② 環境対策

危機の発生により周辺の環境に影響を及ぼす可能性が生じた場合は、関係機関と連携して環境調査等を実施するなど、速やかに環境対策を実施する。

#### (4) 地域経済対策

地域の産業や雇用等に大きな影響を及ぼすおそれがある場合は、その影響等について、商工団体と連携をとりながら必要な対策を講じる。

### 2 再発防止対策

所管部局は、関係機関や専門家等の協力を得て、危機発生の原因を調査するとともに、今後の改善点など再発防止対策を実施する。

### 3 危機対処の評価と危機管理マニュアルの見直し

#### (1) 危機への対処の評価

所管部局は、危機管理指針及び危機管理計画に基づき、危機への対処の検証と評価を行い、応急対策等の反省点や課題を抽出し、その改善策を検討する。

(2) 個別危機管理マニュアルの見直し

所管部局は、危機への対処の検証や評価を踏まえ、必要に応じ個別危機管理マニュアルの見直しを実施する。なお、見直しを実施した場合は、危機管理室に副本を提出するものとする。